

安全データシート

改訂日：2022年4月28日

作成日：2015年7月17日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	：SR プライム G
供給者の会社名称，住所及び電話番号	：静岡瀝青工業株式会社 静岡県焼津市高新田 810 番地 TEL:054-622-1255
供給者のファクシミリ番号又は電子メールアドレス	：FAX：054-622-6457
緊急連絡電話番号	：TEL：054-622-1255／受付時間：月～金曜日 8:00-17:00
推奨用途	：防水用接着剤
整理番号	：D-G21-300301A

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類	
引火性液体	：区分 2
急性毒性（吸入：蒸気）	：区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	：区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	：区分 2A
生殖細胞変異原性	：区分 2
発がん性	：区分 2
生殖毒性	：区分 1A 追加区分：授乳に対するまたは授乳を介した影響
特定標的臓器毒性，単回ばく露	：区分 1（中枢神経系） 区分 3（麻酔作用・気道刺激性）
特定標的臓器毒性，反復ばく露	：区分 1（中枢神経系・呼吸器系・腎臓）
水生環境有害性 短期（急性）	：区分 2
水生環境有害性 長期（慢性）	：区分 3
区分に該当する物理化学的危険性はなし。	

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 皮膚刺激 強い眼刺激 吸入すると有害 呼吸器への刺激のおそれ 眠気又はめまいのおそれ 遺伝性疾患のおそれの疑い 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器系、腎臓の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に有害

【安全対策】

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地しアースをとること。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水／シャワーで洗うこと。
- ・ 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
- ・ 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・ 火災の場合：消火するために粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を使用すること。

【保管】

- ・ 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	アスファルトコンパウンド
成分及び含有量	熱可塑性樹脂、合成樹脂

成分	含有量(%)	CAS 番号	安衛法
アスファルト	25～35	8052-42-4	11-3
トルエン	60～70	108-88-3	407

4. 応急措置

- | | |
|-----------|---|
| 皮膚に付着した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 直ちに、汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要あれば切断する。製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹼を使って良く落とす。外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。 |
| 目に入った場合 | <ul style="list-style-type: none"> 直ちに清浄な水で 15 分以上洗浄したあとコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、医師の処置を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | <ul style="list-style-type: none"> 水で口の中を洗い、無理に吐かせずに、直ちに医師の処置を受ける。 |

5. 火災時の措置

- | | |
|-------------|--|
| 適切な消火剤 | <ul style="list-style-type: none"> 初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。 |
| 使ってはならない消火剤 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。 |
| 特定の危険有害性 | <ul style="list-style-type: none"> 消火には棒状水を用いてはならない。 |
| 特定の消火方法 | <ul style="list-style-type: none"> 燃焼したとき多量の黒煙を発生する。生成ガス中には、有害な一酸化炭素などが含有される。 火元への燃焼源を断つ。 周囲の設備などに散水して冷却する。 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 |
| 消火を行う者の保護 | <ul style="list-style-type: none"> 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。 |

6. 漏出時の措置

- | | |
|-----------------|---|
| 人体に対する注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。 |
| 環境に対する注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 河川、下水道等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての着火源を取り除く。 少量の場合は、土砂・ウエス等に吸着させ、空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。 |
| 二次災害の防止策 | <ul style="list-style-type: none"> 付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

- | | |
|------------|--|
| 取扱い | |
| 取扱者のばく露防止策 | <ul style="list-style-type: none"> 指定数量以上の量を取り扱う場合は、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱書で行う。 炎、火花又は高温体との接触を避けると共に、みだりに蒸気やミス |

局所排気・全体換気	トを発生させないこと。 ・ 静電気を発生する恐れのある場合には、蓄積する静電気を除去する設備を設けること。 ・ 本製品が残存している機械設備などを修理又は加工する場合は、本製品をウェス等により完全に除去してから行うこと。 ・ 皮膚接触、蒸気又はミスト呼吸が、健康障害の原因になるので、極力直接接触を避けること。 ・ 室内で取り扱う場合は、十分な換気を行う。 ・ 硫化水素を含む場合がある為、溶融窯のハッチ等に直接頭を近づけないようにする。 ・ 容器を転倒させたり、衝撃を与えるなどの粗暴な取り扱いはしない。 ・ 一度栓を開けた容器は必ず密栓しておく。 ・ 「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。 ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・ 空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 ・ 接触、吸入又は飲み込まないこと。 ・ 取り扱い後はよく手を洗うこと。 ・ 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。
接触回避 保管	
技術的対策	・ 容器を密閉して涼しい所／換気の良いところで保管すること。 ・ 施錠して保管すること。
混合接触させてはならない 化学物質 保管条件	・ 「10. 安定性及び反応性」を参照。 ・ 屋内貯蔵を原則とし、常温で換気の良い場所に保管する。 ・ 貯蔵場所ではみだりに火気を使用しない。 ・ 酸化剤から離して保管する。 ・ 施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 許容濃度	・ 20 ppm ・ 日本産業衛生学会（2020 年）50 ppm（188 mg/m³）（皮膚呼吸性） ・ 生物学的許容値（2002 年）血液 0.6 mg/L 尿の 0.06 mg/L ・ ACGIH（2020 年）TLV-TWA20 ppm（皮膚呼吸性） ※ トルエンの数値を記載
設備対策	・ 屋内の取り扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。 ・ 空気中濃度は許容濃度以下にする。 ・ 防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 ・ 緊急時用の洗眼器及びシャワーを設置し、その位置を明瞭に表示する。
保護具 呼吸用保護具 手の保護具	・ 有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器 ・ 耐薬品性の保護手袋

- | | |
|------------|------------------|
| 眼の保護具 | ・ 保護眼鏡、ゴーグル又は防災面 |
| 皮膚及び身体の保護具 | ・ 保護衣、保護長靴、保護前掛け |

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	黒色
臭い	石油炭化臭
pH	データなし
融点／凝固点	データなし
沸点	110 °C（トルエンとして）
引火点	5 °C
自然発火点	約 480°C（トルエンとして）
分解温度	データなし
可燃性	データなし
蒸気圧	データなし
相対蒸気密度（20 °C）	データなし
相対密度	データなし
比重	約 0.92
相対ガス密度	データなし
溶解度	水に不溶 有機溶剤に可溶
n-オクタノール／水分配係数 （LogPow）	データなし
爆発限界（Vol%）	1.27 vol%（下限）（トルエンとして） 7.00 vol%（上限）
粘度	20～40 mPa・s（25 °C）
動粘性率	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

- | | |
|------------|--|
| 安定性 | ・ 長期保管で分離あり。 |
| 反応性 | ・ 強酸化剤との接触を避ける。 |
| 避けるべき条件 | ・ 引火性があるので、熱、火災、日光等を避ける。
・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。 |
| 危険有害な分解生成物 | ・ 燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。 |

11. 有害性情報

急性毒性
（経口・経皮）

分類の結果、経口・経皮は「区分に該当しない」。
判定根拠（各原料 SDS より毒性値を合計して判定）

成分	含有量(%)	毒性値(経口)	毒性値(経皮)
アスファルト	25～35	5,000 mg/kg	5,000 mg/kg
トルエン	60～70	5,000 mg/kg	12,000 mg/kg

(吸入：蒸気)

分類の結果、吸入については蒸気 ATE_{mix} 計算結果が 13.35 mg/L のため、「区分 4」に該当する。

判定根拠（各原料 SDS より毒性値を合計して判定）

成分	含有量(%)	毒性値(経口)	毒性値(経皮)
アスファルト	25～35	区分に該当しない (分類対象外)	データなし
トルエン	60～70	12.5 mg/L	データなし

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

分類の結果、トルエン 60～70%であり、濃度限界（10%）以上のため、「区分 2」に該当する。

判定根拠、加成方式が適用できる成分からの判定

区分 2 に該当する成分 トルエン：60～70%

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

分類の結果、眼区分 2 のアスファルトが 25～35%であり、濃度限界（10%）以上のため、「区分 2A」に該当する。

判定根拠、加成方式が適用できる成分からの判定

区分 2 に該当する成分 アスファルト：25～35%

区分 2B に該当する成分 トルエン：60～70%

呼吸器感作性又は皮膚感作性

分類の結果、呼吸器感作性及び皮膚感作性について、「分類できない」。

判定根拠、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

分類できない成分 アスファルト：25～35%

トルエン：60～70%

生殖細胞変異原性

分類の結果、生殖細胞変異原性について、「区分 2」に該当する。

根拠：区分 2 に該当する成分が 1%以上のため。

区分 2 に該当する成分 アスファルト 25～35%

発がん性

分類の結果、発がん性について、「区分 2」に該当する。

根拠：区分 2 に該当する成分が 1%以上のため。

区分 2 に該当する成分 アスファルト 25～35%

生殖毒性

分類の結果、生殖毒性について、「区分 1A」に該当する。

根拠：区分 1A に該当する成分が 0.3%以上のため。

区分 1A に該当する成分 トルエン 60～70%

トルエン：60～70% $\geq$ 0.3%のため、区分 1A に該当する。

追加区分、授乳に対するまたは授乳を介した影響。

トルエン：60～70% $\geq$ 0.3%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

区分 1 に該当する成分 トルエン：60～70%（中枢神経系）

区分 3 に該当する成分 トルエン；60～70%（麻酔作用・気道刺激性）

アスファルト：25～35%（気道刺激性）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

区分 1 に該当する成分 トルエン：60～70%（中枢神経系・腎臓）

アスファルト：25～35%（呼吸器系）

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(短期/急性) ・ 区分2に該当する成分 トルエン 60～70%
加算法により (毒性乗率×100×区分1) +(10×区分2)+区分3 が濃
度限界 (25%) 以上のため、「区分2」とした。

水生環境有害性(長期/慢性) ・ 区分3に該当する成分 トルエン 60～70%
加算法により、毒性乗率×100×区分1) +(10×区分2)+区分3 が濃
度限界 (25%) 以上のため、「区分3」とした。

残留性・分解性

・ 混合物としてデータなし。

生体蓄積性

・ 混合物としてデータなし。

土壌中の移動性

・ 混合物としてデータなし。

オゾン層への有害性

・ 混合物としてデータなし。

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 ・ 国、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して
廃棄すること。

汚染容器及び包装 ・ 国、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して
廃棄すること。

14. 輸送上の注意

容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3 m以下とする。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し消火設備を備える。

第1類及び第6類の危険物との混載禁止。

その他の関係法令の定めるところに従う。

国際規制

国連分類 クラス3

国連番号 1294

容器等級 II

国内規制 下記、輸送に関する国内規制に該当するので、各法の規定に従った容
器、積載方法により輸送する。

陸上 ・ 消防法 第4類第1石油類 危険等級II

海上 ・ 船舶安全法 危険則 別表第5引火性液体 (中引火点引火性液体)

航空 ・ 航空法 航空機による爆発物などの輸送基準を定める告示 引火性液
体

15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

消防法 ・ 第4類第1石油類 (非水溶性) 危険等級II

労働安全衛生法 ・ 有機則第2種有機溶剤通知対象物質

・ No. 11-3 アスファルト 25～35%

悪臭防止法	・ No. 407 トルエン 60～70%
大気汚染防止法	・ 特定悪臭物質（施行令第1条）（敷地境界：10～60ppm）（トルエン）
水質汚濁防止法	・ トルエン（優先取組物質）
	・ 水質環境基準（環境監視項目）0.6 mg/L（トルエン）
	・ 油分排出規制（アスファルト）
毒物及び劇物取締法	・ 対象物でない
PRTR 法	・ 第一種指定化学物質（トルエン）
化審法	・ 整理番号 3-2（トルエン）
道路法	・ 車両の通行の制限（施行令第19条の13）（トルエン）
麻薬及び向精神薬取締法	・ 指定4条麻薬向精神薬原料 トルエン 50%以上
船舶安全法	・ 危険則別表第5引火性液体（中引火点引火性液体）
海洋汚染防止法	・ 有害液体物質（C類）
航空法	・ 告示別表3 引火性液体

16. その他の情報

【引用文献】

1. 製品安全データシートの作成指針（日本化学工業協会）
2. 既存化学物質データ便覧 海外技術資料研究所
3. 許容濃度の勧告（1993）日本産業衛生学会 産業医学 35 巻 P.323-367
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(1993-1994)
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
6. 石油製品安全データシート作成の手引（石油連盟）
7. 日本化学会編, 化学防災指針3, P 83～105, 丸善（1979）
8. 労働省安全衛生部監修, 中央労働災害防止協会編, 化学物質の危険 有害便覧 P. 450～451, 中央労働災害防止協会(1991)
9. GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z 7253

安全データシート（SDS）は危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱事業者提供されるものです。取扱事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。また本データシートは JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019 に沿って得られた情報を基に作成したものであり、その内容やデータについて弊社製品そのものを反映しているわけではなく、すべてを保証するものでもありません。各種法令改正や製品情報の改定により今後も内容が変更されますので、販売、流通事業者は取扱事業者に対し、常に最新の安全データシートを提供するようにお願いします。